

令和7年度第2回一関市地域クラブ活動推進協議会

日時：令和8年2月26日（木）午前10時

場所：一関市役所本庁会議室棟第3会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協議事項

(1) 令和8年度における地域クラブ活動推進に向けた市の取組みについて

4 その他

5 閉 会

一関市地域クラブ活動推進協議会委員名簿

No.	団体名	委員	ふりがな	所属団体の役職等
1		熊谷 雄紀	くまがい ゆうき	
2		千葉 雅子	ちば まさこ	
3		藤森 泰子	ふじもり たいこ	
4		佐々木 伸也	ささき のぶや	
5		佐藤 拓史	さとう たくし	
6		須藤 淳	すとう じゅん	
7		古川 泰也	ふるかわ しんや	
8		佐々木 貴浩	ささき たかひろ	
9		菊地 慶正	きくち よしまさ	
10		佐藤 義行	さとう よしゆき	
11		白石 理恵	しらいし りえ	
12		清田 博美	きよた ひろみ	

事務局

No.	所属部署	氏名	ふりがな	所属部署の役職
1	教育委員会事務局	千葉 せつ子	ちば せつこ	教育次長
2	教育委員会事務局学校教育課	八木 浩司	やぎ ひろし	副参事兼課長
3	教育委員会事務局学校教育課	久保木 賢	くぼき けん	主任指導主事
4	教育委員会事務局学校教育課	藤村 和弘	ふじむら かずひろ	主任指導主事
5	まちづくり推進部	小野寺 愛人	おのでら ちかと	部長
6	まちづくり推進部いきがづくり課	小野寺 和宏	おのでら かずひろ	課長
7	まちづくり推進部いきがづくり課	横山 圭	よこやま けい	いきがづくり係長
8	まちづくり推進部いきがづくり課	鈴木 友理恵	すずき ゆりえ	主事
9	まちづくり推進部スポーツ振興課	平石 剛	ひらいし つよし	次長兼課長
10	まちづくり推進部スポーツ振興課	小野寺 孝良	おのでら たかよし	課長補佐
11	まちづくり推進部スポーツ振興課	濱井 大輔	はまい だいすけ	スポーツ交流係長
12	まちづくり推進部スポーツ振興課	阿部 和恵	あべ かずえ	主査

令和8年度における地域クラブ活動推進に向けた市の取組みについて

1 国のガイドラインで示された市の役割

市は、改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行う。特に、地域クラブ活動の位置づけ（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、丁寧に運営団体等への支援や指導助言等を行う。

【主な役割】

①推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

②地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等

③地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段の確保等
- ・学校との連携（活動方針・状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）

2 市の現状

(1)活動の区分（令和8年2月現在）

- ①学校部活動：150部（運動部125 文化部25）
- ②地域部活動：62団体（全日型7 休日型55）
- ③学校外でのクラブ活動：所属生徒数250人

(2)各地域で開催した懇談会から見てきた子ども達を取り巻くスポーツ環境の現状と課題

①児童数・生徒数の減少により従前の体制による活動の継続が困難となっている【枠組み】

- ・こどもの減少で地域内に希望種目のチームがなくなり、他地域に通うこどももいる。
- ・合同チームは、年によって組む学校が変わるため子ども達にとってよくない。

②顧問や部活動指導員に代わる専門性と資質を有する指導者の確保が必要となる【人材】

- ・指導者の就業時間と団体の活動時間が重なるため、指導者の確保が難しい。
- ・指導者確保には、ボランティアではなく相応の報酬が必要である。

③これまでの学校部活動に比べ保護者負担が増える場合がある【運営体制】

- ・地域主体の団体では、運営費は全て保護者負担となるため、財政的支援が必要。
- ・活動場所が遠くなり、保護者の送迎が必要となる。

④地域主体へ移行した団体が中総体へ出場できないケースがある【大会の在り方】

- ・種目によって、中総体への参加基準が違い、中体連の方向性が見えない。

※ 市スポーツ協会、地区体育協会、種目別競技協会地域支部、地域のスポーツ少年団、小中学校PTA、地域協働体から参加いただき、8地域で開催

3 地域クラブ活動の推進に当たって検討が必要な事項

事項	内容
地域クラブ活動認定制度	<ul style="list-style-type: none"> ○認定する地域クラブ活動の数、種目 ○各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域 ○受益者負担の水準（会費の目安） ・生徒の希望に応じた、多種多様な活動環境の整備 ○学校との連携方法
地域指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者の掘り起こし策 ・指導者に対する適切な処遇 ○指導者による暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為防止
運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担の在り方踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む） ・施設利用料の減免 ・移手段の確保 ・施設の優先利用 ・学校備品の活用、用具保管スペースの確保

※ ○印は、今後策定する推進計画に盛り込む事項

4 令和8年度における地域クラブ活動推進の取組み（案）について

①生徒・保護者のニーズ把握（5月～6月実施）

- ・生徒・児童へのアンケート調査の実施
- ・地域部活動登録団体等との懇談会の開催

②推進計画の策定（令和8年度中の策定を目指す）

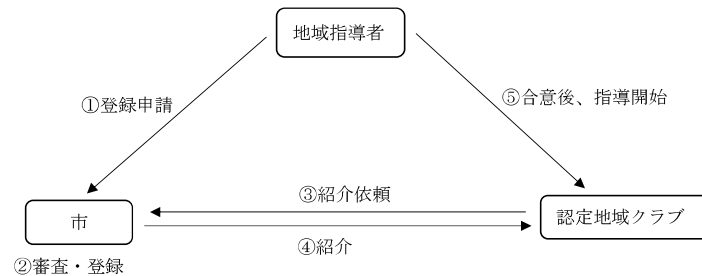
- ・部活動の地域展開の市の方針を示す推進計画等を策定し、その中で、地域クラブの認定要件等を定める。

③地域クラブ活動認定制度の創設（令和9年度運用開始を目指す）

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、生徒に安全・安心な活動機会を提供するため、国が示す認定要件に沿って、市が認定する制度。

④地域指導者人材バンク制度の創設（令和9年度運用開始を目指す）

- ・地域の多様な指導者の発掘、マッチングを目的とする。



⑤市が認定した地域クラブ活動への財政支援策の検討（認定制度と併せて検討）

活動の区分

参考資料 1

項目	学校部活動	地域部活動		地域クラブ活動	
		休日型	全日型	クラブチーム等	認定地域クラブ活動
登録先	学校	教育委員会			一関市
条件	学校で認められた活動	中学校に在籍する生徒が、自主的に加入し、活動を行うことができる団体		行政の関与なし	選抜等を行わず、参加希望する生徒を幅広く受け入れることなど
活動	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の一環 教員が関与 	平日：学校部活動として活動 休日：地域部活動として活動 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育活動 地域指導者が関与 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育活動 平日も休日も地域指導者が関与 教員の関与なし ※学校から地域部活動担当教員1名の登録は必要 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育活動（生涯スポーツ活動・文化活動） 全ての活動に地域指導者が関与 教員の関与なし 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育活動（生涯スポーツ活動・文化活動） 全ての活動に地域指導者が関与 教員は兼職兼業による関与
対象	<ul style="list-style-type: none"> 在籍校の生徒 	<ul style="list-style-type: none"> 在籍校の生徒 ※練習については、他校からの受入可の団体あり 	<ul style="list-style-type: none"> 在籍校の生徒 在籍校に当該競技部がない他校生徒 	<ul style="list-style-type: none"> 希望者（地域の希望する全生徒） 	<ul style="list-style-type: none"> 認定要件に、対象となる参加生徒の居住エリアを定める。
指導者	<ul style="list-style-type: none"> 教員 コーチ（保護者会練習） 	<ul style="list-style-type: none"> 平日の活動は学校部活動と同じ 休日は地域指導者 	<ul style="list-style-type: none"> 地域指導者 	<ul style="list-style-type: none"> 地域指導者 	<ul style="list-style-type: none"> 市認定地域指導者
運営費	<ul style="list-style-type: none"> 学校予算で運営 	<ul style="list-style-type: none"> 学校予算で運営 一関市地域部活動補助金の対象（R6実績：上限5万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担で運営 一関市地域部活動補助金の対象（R6実績：上限10万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担で運営 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担で運営 今後市の財政支援策を検討
保険	<ul style="list-style-type: none"> 学校で加入 保護者会練習時は活動団体で加入 	<ul style="list-style-type: none"> 平日の活動については学校部活動と同じ 休日の活動については活動団体で加入 	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体で加入 	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体で加入 	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体で加入
中体連大会への参加	<ul style="list-style-type: none"> 出場可能 	<ul style="list-style-type: none"> 出場可能 	<ul style="list-style-type: none"> 出場可能 ※県大会以上の大会は特設部扱いとなり、生徒が在籍している教員の引率が必要だが、県登録することで地域クラブとして参加可能 	<ul style="list-style-type: none"> 県登録することで参加可能 	<ul style="list-style-type: none"> 県登録することで参加可能

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの
 ※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営主体・実施主体・担当事務員
 - (3) 地域クラブ活動の運営主体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	➡	令和8年度～10年度 「改革実行期間」(前期)	令和11年度～13年度 「改革実行期間」(後期)
------	-----------------------	---	----------------------------	-----------------------------

取組方針

休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）
※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に合わせた多様な改革を進めていくことが重要

認定制度 競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオンラインセッション、ボークレイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止など）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度 従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定

認定後、市区町村等が適切に指導助言等を実施

地域クラブ活動を担う団体

申請

➡

市区町村等

← 認定

※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
 ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度未まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加